

農林水産省所管農業農村整備事業等優良工事等の請負者等の表彰実施要領

制 定 昭和60年8月16日60構改D第830号

最終改正 令和3年10月18日3農振第1697号

第1 目 的

農林水産省所管の農業農村整備事業及び海岸事業（以下「事業」という。）の工事（以下「工事」という。）又は測量・調査・設計業務（以下「業務」という。）並びに新技術の開発又は導入（以下「新技術の開発等」という。）であって、その成果が優秀であり、他の模範となるもの、及び工事等を実施した受益地域内で優れた地域貢献活動を展開（以下「地域貢献活動」という。）したものの（以下「優良工事等」という。）の請負者並びに新技術開発者等（以下「請負者等」という。）を表彰し、事業への理解を深めるとともに設計・施工技術のレベルアップ、地域貢献活動への積極的な取り組み等、請負者等の意欲の高揚を図り、もって事業の円滑な施行に資する。

第2 表彰の対象となる優良工事等及びその請負者等の推薦

1. 優良工事等

表彰の対象となる優良工事等とは、地方農政局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長（以下「農政局長等」という。）が、前年度に完成した契約金額が6千万円（ただし、国庫債務負担行為に係る工事又は不可分工事の場合は全体の契約額とする。）以上の工事、契約金額が2千万円以上の業務（同じ請負者であって、当該業務と密接に関係する前年度までの業務を含めることができる。）又は新技術の開発等並びに地域貢献活動のうちから、別紙1「地方農政局等優良工事等の選定基準」により選定したものとす。

2. 請負者等の推薦

農政局長等は1により選定した優良工事等の請負者等のうち次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものについて、毎年10月末日までに別紙2及び3の様式により優良工事等の請負者等の推薦書（以下「推薦書」という。）を農村振興局長（以下「局長」という。）に提出する。

- （1） 過去数年間の工事成績、業務成績又は新技術の開発等並びに地域貢献活動が表彰に値する者であること。
- （2） その他特に顕著な功績をあげた者であること。

3. 地域貢献活動の公募

農政局長等は別紙4「地域貢献活動応募要領（模範例）」を参考に地域貢献活動応募要領を定め公募を行うとともに、「地域貢献活動の表彰」について各地方農政局のホームページ等に掲載し、請負者等への周知を図るものとする。

第3 審査委員会の構成・審査方法等

1. 審査委員会

- （1） 局長は、優良工事等の請負者等の表彰を公正かつ適正に行うため、農林水産省所管農業農村整備事業等優良工事等請負者等表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- （2） 委員会は、推薦書等の書面審査を行い、その結果に基づいて農林水産大臣表彰に値する優良工事等の請負者等（以下「大臣表彰対象者」という。）及び局長表彰に値する優良工事等の請負者等（以下「局長表彰対象者」という。）を局長に理由を付して推薦するものとする。
- （3） 委員会の構成は次のとおりとする。

学識経験者ほか	若干名
農林水産省職員	若干名
- （4） 委員会の事務を処理するため、事務局を農村振興局整備部設計課施工企画調整室に置く。

2. 審査の方法

- (1) 局長は、局長表彰者を決定するため委員会を開催する。
- (2) 委員会は、農政局長等から局長に対し提出のあった推薦書及び添付書類の書面審査を行い、その結果に基づいて大臣表彰対象者及び局長表彰対象者を局長に推薦する。
なお、同じ請負者の施工した2件以上の工事等が農政局長等から推薦されている場合、局長に推薦する件数は1件以内とする。
- (3) 局長は前項の委員会の審査結果に基づいて、局長表彰対象者のうちから局長表彰者を15名以内決定するとともに大臣表彰対象者を6名以内推薦する。

第4 大臣表彰及び局長表彰

- (1) 農林水産大臣は、第3の2の(3)による局長の推薦に基づき農林水産大臣表彰者を決定する。
- (2) 前項により決定した農林水産大臣表彰者及び第3の2の(3)により決定した局長表彰者に対し、農政局長等が賞状を授与して表彰する。

第5 表彰の期日等

表彰の期日等については、農政局長等が決定する。

地方農政局等優良工事等の選定基準

1. 工事にあつては、その施工に当たつての「土木工事施工管理基準及び土木工事施工管理基準実施要領」（昭和49年4月23日付け49構改D第377号（設）農村振興局長通知）に基づく施工管理が特に優れていること。業務にあつては、技術的内容が特に優れていること。又、新技術の開発等並びに地域貢献活動にあつては、その内容が特に優れていること。
2. 工事及び業務並びに新技術の開発等にあつては、農政局長等が定める工事成績評定要領等に基づく「工事成績書」又は「業務成績書」の総合評点が高位であること。地域貢献活動にあつては、その内容が事業や地域社会に与える貢献度が大きいと認められること。
3. 当該推薦時点の前2年間（前々年度11月1日から当該年度10月31日まで）において「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（昭和59年4月21日付け59経第715号農林水産事務次官依命通知）に基づき各地方農政局等に定められている「工事請負契約指名停止等措置要領」による指名停止を受けた請負者の工事は対象としないこと。業務又は新技術の開発等についてもこれに準ずるものとする。

なお、共同企業体の場合、1社でも指名停止を受けている場合は同様に扱うものとする。

また、地域貢献活動にあつては、当該推薦時点の前2年間を当該公募開始時点の前2年と読み替えるものとする。
4. 工事及び業務並びに新技術の開発等の選定に当たつては、工事等の技術的難易度、規模、重要性、創意工夫、低コスト工法の提案、新技術の開発等について考慮するとともに、当該工事等の請負者の他の工事等における「工事成績書」又は「業務成績書」をも参考にすること。なお、業務の場合、表彰後業務内容に変更が生じないものを選定すること。

また、地域貢献活動の選定に当たつては、過去及び現在、受注した工事等に関連した受益地域内において行われている造成施設の保全管理活動、農地・農業用水等の資源保全活動、農村環境保全活動、地域防災活動、住民参加直営施工等の地域活動（以下「農業農村整備関連活動」という。）又は管内において行われた地域農産物消費拡大等活動（以下「地域農産物消費拡大等活動」という。）で第三者と連携した活動に積極的に参画・支援を行い、受益者及び地域社会から地域に貢献していることが認められ、高い評価を得た活動を選定するとともに、受注した工事等の「工事成績書」又は「業務成績書」をも考慮すること。
5. 同じ請負者が施工した2件以上の工事等が選定された場合は、優良な1件とする。
6. 各地方農政局等における選定件数は、次のとおりとする。
 - (1) 工事及び業務については、成績の優良なものから、発注件数の5%程度とする。
 - (2) 新技術の開発等については、1件程度とする。
 - (3) 地域貢献活動については、農業農村整備関連活動及び地域農産物消費拡大等活動で各1件程度とする。

農林水産省所管農業農村整備事業等優良工事等の請負者等の表彰のうち地域貢献活動に係る 応募要領（模範例）

第1 趣 旨

農林水産省所管の農業農村整備事業及び海岸事業（以下「事業」という。）の工事（以下「工事」という。）又は測量・調査・設計業務（以下「業務」という。）を実施した受益地域内で優れた地域貢献活動を展開（以下「地域貢献活動」という。）した請負者を表彰し、意欲の高揚を図るとともに、農地・農業用水などの保安全管理の適正化、地域の安全・安心の確保、地域の環境保全、農業及び農村の振興 に寄与し、もって事業の円滑な施行に資する。

第2 表彰対象内容

過去及び現在、受注した工事等に関連した受益地域内において行われている造成施設の保安全管理活動、農地・農業用水等の資源保全活動、農村環境保全活動、地域防災活動、住民参加直営施工の農業農村整備関連活動又は管内において行われた地域農産物消費拡大等活動で第三者と連携した活動に積極的に参画・支援を行っている建設会社等の企業（請負者）を対象者として、優れた地域貢献活動を表彰するものである。

第3 募集内容

1 応募対象範囲

- ・対象地区は継続地区のみならず、事業完了地区における活動も含める。
- ・地区の工事に関する実績は、前年度完了工事から過去10年間程度を対象とするが、活動自体は最近行っているものを対象とする。
- ・地域貢献活動は、継続性・広域性・緊急性等を総合的に判断し貢献度が高いものを評価する。
- ・企業（請負者）の取組みを対象として表彰するものであり、企業（請負者）に属する個人の個々の活動を対象とするものではない。
- ・地域農産物消費拡大等活動は、管内における前年度の活動を対象とする。

2 評価対象活動内容

以下の事例に掲げる内容に類似する活動を行っている企業（請負者）であって、その活動が受益者及び地域社会から評価を得たもの。

(1) 造成施設の保安全管理活動

水路やため池など農業水利施設を施工した企業（請負者）が、大雨や地震後に施設管理者と見回りを行い、コンクリート構造部の目地詰め、遮水シートの補修、倒木等の緊急処理を行うなど、造成施設の保全に貢献している。

(2) 農地・農業用水等の資源保全活動

- ① 地域が行う水路の泥さらえや草刈り、ため池の清掃、農道への砂利の補充等に企業（請負者）の従業員が団体で参加し、資源の適切な保全に貢献している。
- ② 耕作放棄地を解消するための植栽活動等に企業（請負者）の従業員が団体で参加し、資源の適切な保安全管理に貢献している。

(3) 農村環境保全活動

- ① 生態系に配慮した設計・施工を行った企業（請負者）が、施設造成後にその効果が発揮されているかどうかモニタリング等、フォローアップを行い生態系の保全に貢献している。
- ② 地域が行う水路法面への花の植栽等の景観形成活動に企業（請負者）の職員が団体で参加し、地域農村環境の向上に貢献している。

(4) 地域防災活動

- ① 豪雨時に、越流の危険がある排水路の天端に土のうを積んだり、企業内の農村災害復旧専門技術者等

により応急工事の技術的支援をする、万一の被害に備え排水用ポンプ準備・設置する等、受益地域の防災活動に貢献した。

② 渇水時に揚水ポンプを土地改良区と打合せの上、必要箇所に提供・設置し、農作物被害の軽減に貢献した。

(5) 住民参加型直営施工

住民参加型直営施工により管理用道路の安全施設等を施工する際に、詳細設計や施工計画についてアドバイスを行ったり、必要に応じ機械の提供等の協力を行っている。

(6) 地域農産物消費拡大等活動

自発的な取組で第三者と連携して自治体が生産振興に取り組んでいる農産物を活用した地域特産品開発に参画するなど、地域農産物消費拡大に貢献している。

(7) その他の活動

第4 応募方法

1 上記の募集案件に該当する企業（請負者）は、応募用紙（別添様式）に必要な事項を記入の上、現在事業実施中の地区において活動を行っている企業については当該事業（務）所長に、また、現在事業完了している地区において活動を行っている企業については当該完了地区の管理を所掌する土地改良調査管理事務所長に応募用紙等を提出するものとする。

2 上記1により、企業（請負者）から応募用紙の提出を受けた事業所（務）長は、応募内容を確認の上、（別紙2）・（別紙3-1）及び応募用紙等を添付して当該地方農政局長に推薦を行うものとする。

第5 応募期間

応募期間は、7月1日～8月31日とする。

第6 表彰

受賞発表は、3月とする。

(別添様式)

地域貢献活動応募用紙

(農林水産省所管農業農村整備事業等優良工事等の請負者等の表彰)

応募者プロフィール	
企業名(請負者)	
代表者(役職・氏名)	(役職) (氏名)
住所	〒 (住所)
電話番号	
E-Mail:	

活動地域等			
県名		事業地区名	
工事名			
工事施工年度(工期)	(施工年度)	(工期)	
活動期間及び頻度			

活動の内容	
活動の動機及び目的	
活動の概要 活動の全体像がわかるように、 特徴的な点を挙げながら300字 程度にまとめてください	
創意工夫(努力)した点 特筆すべき点を記入してください	
活動の成果 活動の成果を記入してください	
その他	・活動状況を撮影した写真を添付してください。 ・参加証明書等がある場合は添付してください。 ・活動が地域社会から評価され、表彰状や感謝状などが贈られた場合はコピーを添付してください。